

# スポーツ振興事業助成 ＜会計処理の手引（27年度用）＞



スポーツ振興くじ助成事業



スポーツ振興基金助成事業

平成26年11月

独立行政法人日本スポーツ振興センター





































































































































































算出額  $600\text{万円} \times (1000\text{万} \div 1500\text{万円}) = 400\text{万円}$

差 額  $400\text{万円} - 300\text{万円} = 100\text{万円}$

※ この場合の納付総額は、400万円（条件額と差額を合算した額）となります。

財産処分の承認に当たっては、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について（平成20年4月10日付財計第1087号補助金等適正化中央連絡会議長通知）」における補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認についてを準用し、概ね10年を経過した取得財産等について一定の要件のもとに財産処分を行う場合については、助成目的を達成したものとみなすこととします。また、概ね10年経過前であっても、災害による損壊等助成事業者の責に帰することのできない事由による財産処分や市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分についても同様に扱うこととします。